平成２１年（フ）第２３６号
石川県白山市平松町208番地30
債務者　後藤　　聰
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２５９号
石川県石川郡野々市町矢作３丁目109番地の１　プレジールＪM105号
債務者　石見　孝博
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３１４号
岐阜県羽島市福寿町間島９丁目16番地ツインハウス西棟
債務者　松居ちよ子（旧姓畔柳）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５９号
岐阜県高山市新宮町3094番地８
債務者　吉原　　巌
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第６０号
岐阜県高山市新宮町3094番地８
債務者　吉原　昌子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第１４９３号
名古屋市西区城町231番地
債務者　蓮井　　太
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４９４号
名古屋市西区宝地町223番地　アーク宝地302号
債務者　蓮井美知子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５７２号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘５棟209号
債務者　尾澤　恵子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８６１号
名古屋市中区栄１丁目18番22号　グランコート白川公園303号
債務者　片桐　千佳
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９５号
鳥取県鳥取市寺町９番地６
債務者　多内　　正
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９６号
鳥取県鳥取市寺町９番地６
債務者　多内　里香
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６８号
鳥取県倉吉市海田南町243番地52
債務者　柳井　　聡
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第６９号
鳥取県倉吉市堺町３丁目91番地　ラベンダー打吹102
債務者　三原　久史
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第８４０号
広島県山県郡安芸太田町大字津浪1333番地
債務者　佐々木勇二
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９２６号
広島市安佐北区口田１丁目４番14号
債務者　中村　辰美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９８１号
広島市西区庚午中４丁目９番11―103号　塚本薫方
債務者　山崎塗装こと　山崎　　積
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０９０号
広島市安佐南区東原３丁目６番12―301号
債務者　三谷　雅之
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２９号
愛媛県松山市石風呂町199番地
債務者　仙石　頼行
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
松山地方裁判所